

しまね社会貢献基金制度改正について（H26.4月改正）

■主な制度改正の項目

番号	改正項目	課 題	改正内容
1	一般寄附の用途	・一般寄附の一部が執行に至っていない。	●用途規定 ・用途：制度推進事業に充当する。 ①県民いきいき活動キャンペーン ②県民いきいき活動及び基金制度広報
2	寄附及び寄附を財源とする活動支援事業の取り扱い		
	(1) 団体希望寄附・登録団体分<団体活動支援事業>	・寄附額が少額で団体活動支援事業実施下限額（5万円）に満たないため、執行できない。	●団体活動支援事業の下限事業費変更 ・下限事業費（支援額）を5万円から3万円に引き下げる。
	(2) 団体希望寄附・登録抹消団体分	・基金登録を更新しなかった団体、解散した団体等、基金登録を抹消した団体への寄附が基金に残っている。	●登録抹消した年度に一般寄附へ移行する。
	(3) テーマ希望寄附<寄附者設定テーマ型協働事業>	・テーマ希望寄附がテーマ型設定協働事業の下限額である50万円に満たないため、執行ができないものがある。 ・1件あたりの寄附額が少額のものが多い。（50万円以上の寄附はこれまで2件。）	*大幅な制度見直しが必要であるため、H26.4月の改正は行わない。
3	基金登録団体の要件	・基金登録団体である市民活動団体が法人化した際の取り扱い等 ①登録をしている市民活動団体がNPO法人となったとき ②登録をしようとするNPO法人が法人化以後1年及び1事業年度を経過していない時	●次の要件をすべて満たしている場合、登録を認める。 ・前身の市民活動団体が基金登録団体の要件を満たしている。 ・知事が別に定める同一法人である判断基準（事業・目的、役員・会員、活動エリア、財産の継続性が認められ、継承決議がなされていること）を満たしている。
4	財産（備品）の管理及び処分制限	・備品購入を認めているが、その管理について規定がない。	●財産の管理、財産処分の制限について要綱に規定 ・善良な管理者の注意を持って管理する。 ・取得価格10万円を超える取得財産について処分を制限する。
5	新しい公共支援事業の終了	・平成25年9月末で新しい公共支援事業は終了	●要綱から削除 ただし、附則に従前の規程が適用される旨明記